

株式の併合に関する事前開示書面

(会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める書面)

2024 年 5 月 15 日

第一商品株式会社

2024 年 5 月 15 日

東京都渋谷区恵比寿 1 丁目 18 番 14 号
第一商品株式会社
代表取締役社長 岡田義孝

株式の併合に関する事前開示書面
(会社法第 182 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 9 に定める書面)

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の当社第52期定時株主総会（以下「定時株主総会」といいます。）に、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）に関する議案を付議することを決定いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の2第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の9に掲げる事項は以下のとおりです。

I. 会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる事項

1. 併合の割合

当社株式 3 株を 1 株に併合いたします。

2. 株式併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）

2024 年 10 月 1 日

3. 効力発生日における発行可能株式総数

30,000,000株

II. 会社法施行規則第 33 条の 9 第 1 号に掲げる事項

1. 株式併合の割合の相当性等に関する事項

会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定めに関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について 3 株を 1 株に併合するものです。当社は、以下に記載のとおり、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

当社の基準値段は176円、投資単位は17,600円（2024年5月10日現在）であり、当社の株価は一時100円を割り込むなど、低位で推移してきたことから、株価変動の最低単位である1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機対象として大きな株価変動を招きやすい状態となっており、株主の皆様への影響は小さくなく、不安を招く要因であると認識しております。

このような状況を鑑み、株式併合を実施したうえで、株価の安定化に加え、安定した黒字化による資本基盤の強化、企業価値の持続的な向上が実現できる体制を築き上げ、株主の皆様へ評価頂けるよう努めてまいります。そのため、当社の普通株式3株を1株に併合する本株式併合を実施するものであり、この割合は、株価変動の最低単位である1円当たりの株価変動率を訂正なものとするために相当であるといえます。

2. 一株に満たない端数の処理の方法に関する事項等

本株式併合の結果生じる一株に満たない端数については、当社が、会社法第235条第2項及び会社法第234条第4項の規定に基づいてその端数の合計数に相当する株式を買い取ることを予定しております。

この買取価格については、株主の皆様が保有されている当社株式の数（端数）に、買取日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値を乗じた金額となる予定です。

III. 会社法施行規則第33条の9第2号に掲げる事項

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、ありません。

以上